

財 関 第 1 3 9 3 号  
平成 20 年 11 月 28 日

( 各 ) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡 博

### 関税法基本通達等の一部改正について

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の発効に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成20年12月1日（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に係る部分については、平成20年12月11日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（ 税関様式の一部改正 ）

税関様式C第5290-8号の次に別紙4及び別紙5を加える。

税関様式C第5291号の次に別紙6及び別紙7を加える。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

（ 記載要領及び留意事項の一部改正 ）

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

（了）